

世田谷区令和8年二十歳のつどい広告掲載募集要項

世田谷区では、令和8年二十歳のつどい対象者へ発送する記念冊子及び二十歳のつどい当日の式典会場ステージ横に設置するパネルへ広告を掲載していただける広告主を募集します。

広告掲載を希望される方は、各事項を十分にご確認のうえ、お申込みくださるようお願いいたします。

〔募集の概要〕

1 募集物件 ※別紙1「広告レイアウト」をご参照ください。

(1) 記念冊子への広告掲載

①A4、1/8ページ枠（募集16枠） ②A4、1/2ページ枠（募集2枠）

(2) 式典会場ステージ横に設置するパネルへの広告掲載（募集2枠）

2 広告掲載媒体

(1) 記念冊子

①規 格 A4、16ページ、カラー

②配付期間 令和7年11月下旬から令和8年1月12日

※配付スケジュール

- ・11月下旬 対象者への一斉送付
- ・12月・1月 対象者（転入者）への一斉送付
- ・1月12日 二十歳のつどい当日会場内に設置

③配布部数 約8,300部

④配付対象 令和8年二十歳のつどい対象者

（平成17年（2005年）4月2日～平成18年（2006年）4月1日生まれの区内在住者）

⑤配付方法 主に郵送による。

(2) 式典会場ステージ横パネル

①規 格 縦90cm×横240cm、カラー

②設置期間 令和8年1月12日（式典当日）

3 広告の規格

- (1) サ イ ズ ①記念冊子
ア. A 4、1/8ページ枠（縦6.5cm×横8.0cm）
イ. A 4、1/2ページ枠（縦12.5cm×横17.5cm）
②パネル（ステージ横に設置）
縦90cm×横240cm
- (2) 色 カラー

4 広告掲載料

- (1) 記念冊子 ①A 4、1/8ページ枠 3 0, 0 0 0 円
 ②A 4、1/2ページ枠 1 0 0, 0 0 0 円
- (2) パネル 1 枠 1 0 0, 0 0 0 円

〔申込方法等〕

1 申込受付期間、方法

- (1) 受付期間 ①記念冊子
令和7年8月4日（月）から令和7年9月30日（火）まで
②パネル
令和7年8月4日（月）から令和7年10月31日（金）まで
- (2) 申込方法 必要書類を持参または郵送で、世田谷区 生活文化政策部
区民健康村・ふるさと・交流推進課まで（受付時間は午前8時30分～午後5時、郵送の場合は各締切日必着）

(3) 申込必要書類

- ① 世田谷区二十歳のつどい広告掲載申込書 1 部
② 法人等の概要（業務内容を含む）を確認することができる書類 1 部

※提出された書類で申込資格の確認が取れない時は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

〔申込資格〕

申込みにあたっては、別紙２「広告掲載可能業種一覧」に該当し、かつ下記の①～③の要綱、基準及び要領（以下「要綱等」という。）に定める基準を満たしていることが条件となります。

- ① 世田谷区広告掲載要綱
- ② 世田谷区広告掲載基準
- ③ 世田谷区二十歳のつどい広告事業実施要領

かつ、次の各項目に該当しない方が申込みできます。

- 1 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者またはその構成員並びにそれらの協力者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者またはその構成員並びにそれらの協力者
- 4 本広告掲載に関して、上記に掲げる者から委託を受けた者
- 5 税金等の滞納がある者

〔広告掲載の決定方法〕

- 1 区において、要綱等に基づき、申込者の資格や広告内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定します。
- 2 広告掲載が可となった申込者が募集枠を上回ったときは、世田谷区広告掲載基準第７条に定める優先順位により決定します。なお、同順位の場合は申込者によるくじ引きにより決定します。また、申込者がくじ引きに参加できない時は、申込者に代わって区担当者がくじを引きます。

〔広告掲載決定後の流れ〕

1 広告掲載の決定

募集締切日から概ね2週間以内に、広告掲載の可否を決定して、申込者に対し、広告掲載決定通知書または広告不掲載決定通知書を送付します。

2 広告掲載料の支払い

区が指定する納入期日までに広告掲載料のお支払いをお願いします。なお、納入された広告掲載料はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。ただし、広告主の責に帰すことのできない事由により広告が掲載することができなかった場合はこの限りではありません。

3 広告原稿の提出

広告掲載決定通知書を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、区が指示する期日までに広告原稿を区担当者へ提出してください。なお、広告原稿のデータ形式は、別途区担当者にご確認ください。

4 校正

校正を原則1回行います。区担当者より、日程等お知らせのうえ、校正原稿をお渡ししますので、期日までにご確認をお願いします。

5 完成品のお届け

記念冊子完成後、記念冊子の各広告主に完成品を3部お届けします。

〔その他〕

- 1 申込内容に虚偽があることが判明したとき、及び区が広告掲載について不適切と判断したときは、広告掲載をお断りする場合があります。
- 2 広告原稿の作成費用については、申込者（広告主）の負担となります。

<申込先・問合わせ先>

世田谷区生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

電話：03-6304-3593

FAX：03-6304-3714

広告レイアウト

1. 記念冊子広告

(1) 1／8 ページ枠

①規格 6.5cm×8cm、カラー

②募集 16枠

③広告掲載料 30,000円

(2) 1／2 ページ枠

①規格 12.5cm×17.5cm、カラー

②募集 2枠

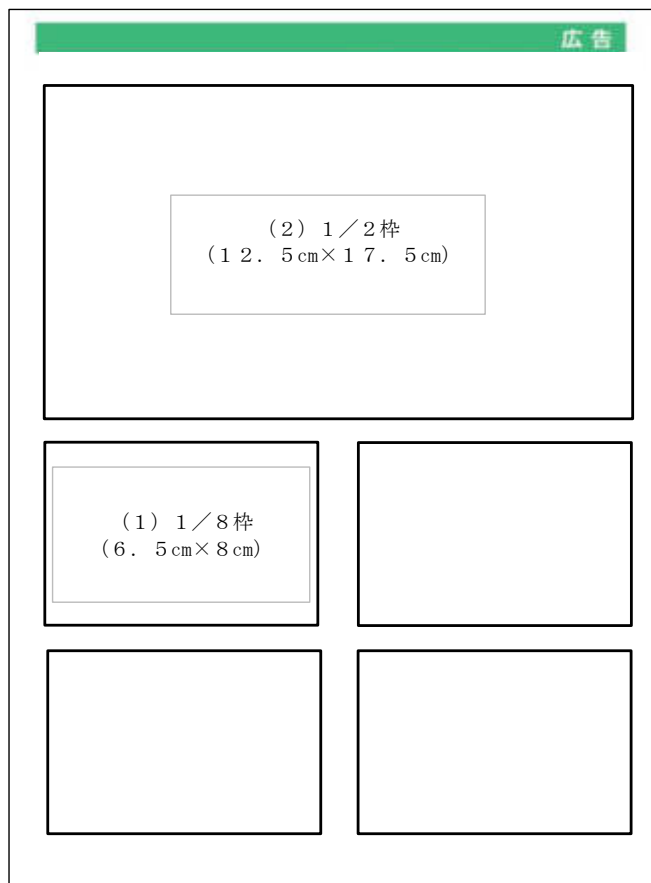
③広告掲載料 100,000円

(1)・(2) 共通

④配布期間 令和7年11月下旬から
令和8年1月12日まで

⑤申込期限 令和7年9月30日（火）

※掲載スペースに限りがございますので、
お早めにお申し込みください。



(イメージ、A4・1ページ)

2. 式典会場ステージ横パネル広告

①規格 縦90cm×横240cm

②募集 2枠

③広告掲載料 100,000円

④設置期間 令和8年1月12日（式典当日）

⑤申込期限 令和7年10月31日（金）

**式典会場ステージ横に
パネル広告を設置します。**



(イメージ)

※ 収容人数約1,800名、式典は入替制で3回行います。

※ 設置スペースに限りがございますので、お早めにお申し込みください。

※ 会場参加者向けの広告となります。ライブ配信映像には映りません

広告掲載可能業種一覧

分類	広告掲載できる業種
建設業	総合工事、職別工事、設備
製造業	繊維・衣服、自動車、自転車、機械器具、飲食料、家具、文房具、スポーツ用品、楽器、写真機、時計、眼鏡
電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱供給、上水道、下水道、工業用水道
情報通信業	通信、放送、情報サービス、新聞、出版、インターネット付随サービス、映像・音声・文字情報制作
運輸業	鉄道、道路旅客運送、道路貨物運送、水運、航空運輸
卸売・小売業	繊維・衣服、自動車、自転車、機械器具、家具、百貨店、総合スーパー、飲食料、書籍、文房具、スポーツ用品、医薬品・化粧品、新聞販売、楽器、写真機、時計、眼鏡、花・植木、ペット、中古品
金融・保険業	銀行、協同組織金融、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、証券、保険
不動産業	建物売買、土地売買、不動産代理・仲介、不動産賃貸業、不動産管理、駐車場
飲食店	レストラン、食堂、カフェ
社会福祉、介護事業	認証保育所、認可保育所、認定こども園、介護老人保健施設、介護老人福祉サービス
文化・スポーツ	博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、音楽・文化・スポーツ・健康教室、フィットネスクラブ、資格講座、語学講座
複合サービス業	郵便局、協同組合
専門サービス業	法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、行政書士事務所、特許事務所、建築設計、測量、土木建築、デザイン
生活関連サービス業	旅行、火葬、墓地管理、葬儀、結婚式場、冠婚葬祭互助会、写真現像・焼付、公衆浴場、理容・美容院、学習塾
その他サービス業	廃棄物処理、自動車整備、機械等修理、物品賃貸、速記・入力・複写、印刷、測量証明、警備、清掃、労働者派遣
娯楽業	映画館、スポーツ施設、劇場
国・地方公共団体及び公共的団体	政府機関、地方自治体、公益法人